

# 令和8年度 佐世保市 過疎等地域振興持続支援事業

～地域づくりへのチャレンジを応援します～

【対象地域】 過疎、半島、離島の振興法に基づく指定地域

吉井町・世知原町・宇久町・小佐々町・江迎町・鹿町町・黒島町・高島町・浅子町

【対象者】 次の要件を全て満たす団体です。

- (1) 特定の政治や宗教、産業、職業などに基づき構成された団体でないこと
- (2) 構成員の年齢や性別、職業、所属などに多様性をもつ団体であること
- (3) 原則、5人以上（うち過半数は佐世保市の住民登録者であること）で構成された団体であること

【事業期間】 令和8年4月1日～令和9年3月31日

【対象となる取り組み】

- (1) 持続支援・・・地域振興の持続に寄与する次のような取り組み
  - 課題発見などに係る話し合い、他地域への先進地視察
  - 知識や技術習得に係る研修会
  - 課題解決のための事業計画の策定
  - 研修会や事業計画策定のための講師やコーディネーターの招へい
  - 事業計画の実証、試行など
- (2) 取組支援・・・(1)の延長として実施する事業等

【補助率】

- (1) 補助対象経費の3/4（上限375千円）
- (2) 補助対象経費の1/3（上限200千円）

【申請の時期】

- 第1期 令和8年5月29日(金)まで
- 第2期 令和8年8月28日(金)まで



【その他】

- ・申請後、有識者による審査会で事業計画をご説明いただきます。
- ・補助金の予算額の上限に達した場合は、受付を終了します。
- ・詳しくは 地域政策課までお問い合わせください。

【お問い合わせは】

佐世保市地域政策課 0956-24-1111(内線2773) まで